

秋葉多目的スポーツ施設使用に関する規程

有田川町教育委員会
令和4年4月1日現在

1. 使用目的

秋葉多目的スポーツ施設を使用できる範囲は次のとおりとする。

- I. ゲートボール
- II. テニス
- III. グラウンドゴルフ
- IV. レクリエーション競技
- V. 子ども会、老人会のレクリエーション
- VI. 前項以外に管理者が特に必要と認めたもの

2. 申請に関すること

I. 申請書

秋葉多目的スポーツ施設を使用する者は、秋葉多目的スポーツ施設利用許可申請書を有田川町教育委員会社会教育課に提出しなければならない。

II. 申請書受付期間

- i. 申請書の受付は、使用日の3カ月前からとする。ただし、大会等については、この限りではない。
- ii. 受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝は除く)までとする。

3. 使用料に関すること

I. 使用料

下記の使用料金表のとおりとする。

(単位:円)

使用者	コート使用料 (1コート1時間以内で、 時間内に使用後のコート 整地も含む)	照明使用料 (照明を使用したときに必 要1時間あたり)	条件等
テニス 1面の料金・ゲートボール2面以内の料金			
有田川町民(一般)	530	700	有田川町生涯スポーツサークル登録サークルの年間8,000円の使用料は、適用しない。
〃 (中学生以下)	260	700	
町外利用者(一般)	790	700	
〃 (中学生以下)	390	700	
営利目的利用者	1,060	700	
老人会ゲートボールクラブ	免 除 (ただし、免除日、主催大会に限る。また、免除日はウィークデーとし、団体の責任で使用する。)		免除日:火曜日 午後 1:00～5:00
老人会グラウンドゴルフクラブ			免除日:木曜日 午後 1:00～5:00
体協ゲートボールクラブ			免除日:金曜日 午後 1:00～5:00
体協テニス部			免除日:金曜日 午後 7:00～9:00
体協ソフトテニス部			免除日:木曜日 午後 7:00～9:00
町関係の公共機関、及び町内の教育機関(教育目的)	免 除		社会福祉協議会を含む
グラウンドゴルフ(全面使用)	1,060	1,400	
町外利用者	1,580	1,400	
体育協会等のゲートボール大会	1日当たり 10,000円	1,400	郡大会、県大会等で20チーム以上の参加であって、かつ、全コートを使用する場合に限る。

- II . 使用料の徴収
 - i . 使用前・後に、有田川町役場か有田川町公金取扱金融機関に納付書をもって納付する。
 - ii . 納期は、使用日から10日以内とする。ただし、納期限が休日の場合、翌営業日とする。

- 4 . 使用時間に関すること
 - I . 使用時間
午前9時00分～午後9時00分まで
 - II . 受付時間
平日午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝を除く)
 - III . 供用しない日
 - i . 年末年始 12月29日～1月3日
 - ii . 警報が発令されているとき(波浪警報は除く)

- 5 . テニスBコートについて
 - I . 不完全であるので貸し出ししない。
 - II . テニスAコートまたは、Cコート使用者がBコートの使用を希望する時は、使用してもよい。

- 6 . 使用上のお願いと注意事項
 - ・ コートの使用時間には、準備及びコートの整備時間が含まれています。
 - ・ 使用後のコート整備の時、テニスコートご利用の方は、外側の黄色のゲートボールコートに沿って、ブラッシングしてください。
 - ・ 車等の駐車は、必ず施設内の駐車場か、指定駐車場をご利用ください。
 - ・ ゴミ、空き缶等は、必ずお持ち帰りください。
 - ・ 立ち小便をしないでください。
 - ・ コート内での飲食はしないでください。
 - ・ 民家が密集しています。付近の住民のご迷惑になりますので、奇声を上げたり、必要以上の騒音を出したりしないでください。
 - ・ 施設使用マナー等の利用状況の悪い団体は、以後使用をお断りすることもありますので、よろしくご協力ください。